

文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

〔平成23年 6月21日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成23年 6月21日
午前10時00分 開会
午後 0時08分 閉会
場 所 南あわじ市 委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	小 島 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

紹介議員

議 員	森 上 祐 治
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司

健康福祉部長	郷	直	也
教育部長	岸	上	敏之
市民生活部次長	原	口	幸夫
健康福祉部次長	藤	本	政春
教育部次長	太	田	孝次
市民生活部市民課長	塔	下	佳里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇文
市民生活部収税課長	垣	本	義博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利夫
健康福祉部保険課長	川	本	眞須美
健康福祉部健康課長	小	西	正文
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝義
教育委員会学校教育課長	安	田	保富
	(学校教育指導主事)		
教育委員会人権教育課長	大	谷	武司
教育委員会生涯学習	山	見	嘉啓
文化振興課長	高	辻	隆雄
青少年育成センター所長	細	川	協大
清掃センター兼			
衛生センター所長			

参考人

兵庫県教職員組合	宮	内	博
三原支部書記長			

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第45号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
..... 1 3
- ② 議案第46号 南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について..... 2 0
- ③ 請願第3号 請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1還元と堅持に関する件」について..... 6

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について..... 2 4

3. その他..... 2 4

Ⅲ. 会議録

文教厚生常任委員会

平成23年 6月21日（火）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 0時08分）

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

季節は梅雨の最中ということで、連日雨の日が続いておりましたところ、きょうは小休止ということで天気が回復傾向にあるそんな中、私たち文教厚生常任委員会の開会の御案内に対しまして、議員の皆さん、また執行部の方々には定刻御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより、文教厚生常任委員会をはじめさせていただいておりますが、その前に執行部の市長さんがお見えでございますので、ごあいさつを賜りたいと思います。

よろしくお願いします。

市長。

○市長（中田勝久） 皆さん、おはようございます。

まさに梅雨真っ盛りでございます。きょうは6月定例会で文教厚生常任委員会に付託をお願いいたしております案件につきまして、御審議を賜るところでございます。どうぞ、適切、妥当な御決定をお願いいたす次第でございます。

実は、きのうも総務のほうで御報告をさせていただいた件につきまして、文教厚生委員の皆さん方にも御報告をしておきたいと思います。

最近、新聞等々、またテレビ等で節電のお話がよく出ております。きのうも、大阪市長が節電のことで関西電力の社長にいろいろ提言をしてきたというテレビ報道がございました。

私どもも先週、6月17日、関西電力の淡路営業所、山本所長さんほか1名が私のところに来られまして、皆さんのお手元に今お配りしております関西電力株式会社、そして自治体各位ということで、まず自治体のほうにそういうお願いがきております。

かいつまんで申し上げますと、ことしの夏のピーク時の時間帯におきましては、やはり関西電力さんも心配があると。こちらへのお願いの内容としては、下のかっこの中に書いてありますとおり、7月1日から9月22日までの平日、これを9時から20時において15%程度の節電をお願いしたいということでございます。ごくかいつまんだ御説明を受けたんです。

実際、どれくらいの電力不足が生じるんかというお尋ねに対して、今のところは大体4%、全部でいけば4%ぐらいの不足やと。しかし、なかなか全部が全部そういうお願いができない。交通機関であつたり、病院であつたり、そういう対象としてお願いできない部分があると。また、一般家庭とかまた企業についても100%、そういうことがなかな

か期待できない部分もあるんで、そういうものを精査していくとやはり安定的な数値をはじき出すと、やはり15%ぐらいを1つの目標にして安定供給が可能になるというような御説明でございました。

私ども市としてもいろいろ取り組みをこれまでもしておるんですが、さらにこの対応につきまして各施設においても、また各庁舎においてもこのような取り組みをとりあえずは受けとめて取り組んでいこうということにいたしております。

なかなか、県においても知事さんも今のところ、積極的に協力するという発言がされていないようでございますので、少しそういう面では地域性もあるんですが、やはり南あわじ市の場合、私どももそういう取り組みによって電気料金の節減にもなりますし、そういう考えでおります。

また、きのう、県民局におきまして私ども3市とそれから県会議員3名の方との政策的な懇話会がございました。

いろいろあるんですが、特に皆さん方、議員さんにもお伝えしておきたいのは、やはり防災の関係で、津波防災フェスタ2011というのを9月10日、土曜日、福良港津波防災ステーションであの周辺でいろいろフォーラムとかそういうものを県としてやっていくということで、これまでも市のほうにはそういう事前のお話はあるんですが、ちょうど完成して1周年ということもありますし、先の東日本大震災、これらも踏まえてそういうのをやりたい。

また、全島一斉の総合防災訓練、これが10月23日、日曜日でございます。これは3市、順番にずっとメイン会場を回っておりますので、ことしは淡路市がそのメイン会場になると。私どもは、当然南あわじ市の中でのいろいろな取り組み、そして合わせて今回は水防の関係、また今言った地震、津波の関係、これらを小学校区単位で取り組んで、県は進めていきたい。淡路の全島の小学校に対して自主防災組織と小学校が連携して防災訓練を実施すると。地域の防災力の向上を図りたいということでございます。この訓練に際しましては、県が100%の1戸当たり2万円ですが取り組んでいきたいとこのようにきのう報告がありました。

また、一斉清掃につきましても7月3日、もう間もなくでございますが、第1日曜第1回目を、第2回目は11月13日ということでございます。

あとずっといろいろ、今主たる事業があるんですが、その中でも特にということでの説明がありました。

また、南海地震の津波減災対策推進ということで、これも全体的な事業としてハード事業を合わせて進めていきたいということでございます。全体事業としては52億6,000万円、今進ちょく率としては66%であるということでございます。

あと、23年度の事業としては3億4,000万円で水門と陸閘、また広域の監視カメラ、栈橋の強化等々が具体的に出ております。

また、ソフト面では私どもが積極的に取り組んでいこうというふうに提案をし、また今順次進めている避難路の状況等のソフト面の少しの金額ですが、これも全体的に支援をしていきたいということでございました。

あとあるんですが、これまた違う機会に皆さん方のほうにもお伝えをしていきたいなと思います。

それから委員長、申しわけないんですが、ちょっと公務があとありますので中座いたしますので、よろしくお願いいたします。

○楠 和廣委員長 それでは、ただいまから第38回定例会において、当委員会に付託をされた議案について審査を行います。

それでは、ただいまより審査に入るわけですが、収税課長が公務のために欠席をいたしております。公務が済み次第、また出席という連絡を受けておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、ただいまから第38回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

③ 請願第3号 請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」について

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、請願第3号、請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」についてを議題といたします。

審査に当たり、会議規則第130条の規定により、紹介議員の森上祐治議員と並びに地方自治法第109条第6項の規定による参考人として、請願書提出者の兵庫県教職員組合三原支部から書記長の宮内 博様に説明のために出席を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、説明を求めることにいたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時12分)

(再開 午前10時13分)

○楠 和廣委員長 再開します。

紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。

森上祐治議員。

○森上祐治議員 失礼します。

お手元に配付させていただいたとおりに、兵庫県教職員組合三原支部代表者の支部長の眞野広明さんから依頼を受けまして、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分1復元と堅持に関する件」ということで請願したい旨を受けましたので、本議会に提案させていただいた次第でございます。

この件につきましては、昨年一昨年と同様の内容で、よく似た内容で請願させていただいておりますけれども、国、県、この南あわじ市、徐々に好転はしつつあるんですけれども、基本的には法整備等できておりませんので、その辺のことを御了解いただいて慎重な御審議、適切な判断をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は挙手にてよろしくお願いします。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 今、紹介議員のほうからもここ数年、全く同じような内容の請願が出されておるといふふうに述べられたわけですが、毎年毎年出されておる、議会としての意見書をつけて出しておるわけですが、そのあと効果というか、それとそのほかにどういうふうな取り組みでこの請願に向けてやられておるのか、その結果経緯というかそこから辺どういうふうにご考えておられるのかをちょっとお聞かせ願います。

○楠 和廣委員長 宮内書記長。

○参考人（宮内 博） 失礼いたします。

毎年毎年同じような請願をとということなんですけども、本年度から、先ほども森上議員さんからお話がありましたように法整備のほうで、現行ですと1クラスの標準定数が40名となっております。それで、世界的に見ましても30名を超えている国というのは日本ともう1カ国、もうほとんど数少ないような状況になっております。それで、保護者等のアンケート、文科省のアンケートによりますと大体26人から30人が理想であるということでありまして、国のほうもそのことを文科省のほうからも、それから国のほうからも要請を考えておりまして、本年度の4月より小学校1年生におきましては35人学級ということで、学校のほうでことしから運用されているようになっております。できる限り、やはり我々教員の立場からそうすし、きめ細やかな指導ということで考えますと、1クラスの人数が少人数であることが望ましいと考えられます。

それで、兵庫県におきましては、特に南あわじ市のほうでは課外教員等でかなりの御配慮をいただきまして少人数、できる限り30人以下の学級の実現に向けて取り組んではまいっておりますけれども、全県的、また全国的に見ましても法律の40人という人数がネックとなっております、財政の厳しい地域におきましてはそのような中できめの細かい教育ということに関しまして、なかなかしにくいような現状になっております。

そういう地域、また地域の格差をなくす意味、また先行的に少人数でさらに日本の教育をよくしていく意味でも少人数の、30人以下の実現に向けてぜひとも取り組んでいきたいと思しますので、ぜひとも請願をよろしく願いしたいと思します。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、おっしゃられたようにこの南あわじ市だけをとりますと、ほとんどの小・中学校のクラスにおいて35人以下になっておると。特に1年、2年についてはこれは県の教育委員会の意向ですかね、35人クラスという早くからやっておるというふうに認識はしておるんですが。

日本の国全部が法制化されるまでは、この運動をやっていくというふうな答弁であったわけでございます。当然そのことについて、我々別に反対するものでも何でもないんですけども、ほかにどういうふうな行動、この請願以外に運動されておるのか。毎年毎年この時期に決まったように出すという部分しか我々にはあんまり見えてこないんで、その辺お聞かせ願えたらなと思うんです。

請願出して終わりなのか、そのあと、どういうふうにフォローするされておるのかというふうなことでございます。

○楠 和廣委員長 宮内書記長。

○参考人（宮内 博） いろいろと活動なんかは、市長さん、また県のほうに、各自治体のほうには要請のほうをさせていただいている次第です。

あと、広く知ってもらふ意味で、PTAの方には地域の方にも連絡をさせていただいたりとか、あとは署名活動のほうもさせていただいて取り組んでいます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 国法を決めてくれというふうな請願であると思います。だから、地方の議会や市長、自治体にも当然お願いもせないかんわけですが、当然もっと上の国レベルでこういうふうな運動を一生懸命やっていただくことも大事なかなというふうにも思いますので、できるだけはやく、この請願をはやく出さんでええというふうなことになるようにお願いしまして、私の質問は終わります。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 先ほど来、毎年この時期において出ておるんですけども、変わった角度からちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

やはり、適正ということで30人学級を目指せというんですけども、逆に南あわじ市としても小規模校の複数学級とかあるのです。それも含めて中の再編ということもやっぱりしていかなければ、適正適正でいったって、適正でない学校ほとんど見えなかったというような形があるんですけど、そこらは現場の先生はどういうふうな考え方なり、教職員の組合としての対応というか協議とかそういうような論議とか審議とか経過というのがあるわけですか。

○楠 和廣委員長 森上議員。

○森上祐治議員 紹介議員のほうで。

○中村三千雄委員 はい、結構ですよ。

○森上祐治議員 私の方が先輩でございますので。先輩の教員の長年、教育現場に携わってる人間の観点から所感というか、今の中村委員さんの御質問に対して。

やっぱり学校というのは、日本はいわゆる明治5年に義務教育制度ができてから義務教育の学校が、小学校ができてから教育の普及率が非常に高うございます。我々、日本の教師というのは子供が1人でもいたら、どんな離れ小島であっても学校に行って教育をするという気持ちといいますか魂で教壇に立てと、我々学生のとときに先生から言われてそのとおりやっているんですけど。

学級の規模云々につきましては、今、上限のことを話されてるんですね。今、日本は40人で。このたびやと文部科学省は現場からのいろんな要望にこたえて1年生を35人にしたと。ところが、財政の豊かなところは現場からのニーズにこたえて35人とかなり努力はしてくれとんのやけども、要はまだ法的にできてない。ただ、子供の少人数というのはあんまり人数が減っても子供のいろんな活動なんかにかえて制約ができてくるというような点があるんですけども。

一方では、例えば今南あわじ市は統廃合の問題がちょっと課題に上がってきてますよね。やはり我々、学校の教員からしたら、できることならずと長年続いてきた地域の学校は小学校は残してほしいなというのは本音であります。学校がなくなったら、地域は非常にさびしくなるというのはこれは全国をみても一律そうなんです。時代の流れは逆らえないから、その辺が非常に難しいところがあるんですけども。多分、今現場の先生方もこういう学校の適正規模、統廃合の問題は検討委員会ができて答申出しました。それについてそれなりに市は動いていかなあかなだろうと思うんですが、教員の立場からしたら子供は少なくなくても学校は残してほしいなという思いでいらっしゃるんじゃないかと私は思います。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 そこらのことも私は理解して質問さしておるわけでございますけれども。

やはり地域といいながらも、子供は適正規模の中で教育するというのはこれは一番、これはひとりでもやらないかんという。それは、やはり行政としては基本的には残さないかんけども、将来の子供を適正規模の中でする方策も考えていかなきゃいけない。幸い、先ほど言いましたように、今教育再編の問題なんかが出ておりますけれども、そういうふうな問題も含めながら、請願の趣旨は我々は理解しておりますんで、そこらを十分、放っといておるとは思いませんが、とにかく適正なことをやれば適正なことはいないんですけども、そういうようなことを何が適正かというのはいま一度考えてみないかんのかなと。

3人しかおれへんところに小学校を残すようなことがこれが適正か。しかし、子供の能力なり、将来の子供を育てるために、国際的な子供を育てるためにはやはり適正なところで安全に通学させて教育さすというのが適正か。そういうようなことをも踏まえながら、

我々も議会人としては考えておるんですけども、請願される側といたしましても、今後請願のこともそういうようなことも論議の中でやっぱり請願を出していただきたいなということを要望しておきます。

以上です。

○楠 和廣委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 この文面からわかりますように、２０１１年度は３５人、小学校１年生に限って３５人学級が達成されると。それで、下記の記を読みますと、３０人学級をせえと。本当は順番からいけば３５人を全部せえと、するべきであるというのが趣旨だと思うんですが、この辺の違いはどういうわけなんでしょうか。

○楠 和廣委員長 宮内書記長。

○参考人（宮内 博） 本年度から１年生におきまして３５人学級なんですけども、当初は文科省のほうでは年次を言いまして１年生、２年生、３年生、４年生、５年生、６年生、中学校も全部３５人以下学級をまず実現。その後に、小学校１年生、２年生におきまして３０人以下学級という段階的に計画をしておりましたが、やはり財政面のことが一番にありまして、どうしても今年度は小学校１年生の３５人以下学級になっております。

なかなか急に３０人以下学級とはいかないとは思いますが、やはりこの３０人以下学級は日本の保護者のアンケートからも保護者の要望でありますとか、世界的に見ましても３０人以下学級が望ましいという意味での数字ですので、あくまでこの数字にできる限り近づけていくということで、３０人以下学級ということでここに要望のほうをあげさせていただいた次第です。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 全国の保護者の皆さんの要望が多いということらしいですけども、今もおっしゃってましたように、やはり財政のことが大変で実現しないんだというのが現状ですから、本当は一遍に３０人じゃなくてまず３５人を達成してくれというのをすべきではないかと思うんです。もちろん、私も一回、請願を一緒に出したこともありますんで気持ちはよくわかるんですけども、やはり現在のような国の震災をはじめ現状をみますととても大変なことは事実なんですから、実現可能な方法を優先すべきではないかなと思いますので、御意見として言っときます。

○楠 和廣委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 ほかに質疑がございませんので、質疑を終結します。
暫時休憩します。
紹介議員、書記長、御苦勞さんでした。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時31分)

○楠 和廣委員長 それでは再開いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
請願第3号、請願書「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と
堅持に関する件」について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。
よって、請願第3号は採択すべきものと決定しました。
採択すべきものと決定しました請願第3号について、当委員会で意見書提出の発委を行
うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、発委を行うことといたします。
意見書案及び提出先については、後刻検討いたします。
次に入る前に暫時休憩いたします。
再開は10時40分です。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時40分)

○楠 和廣委員長 再開いたします。

次に執行部提出議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、本委員会は質疑から行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

① 議案第45号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を省略します。

それでは、議案第45号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 本会議での説明では、今回の値上げというかアップにて1,049万円増収ということもいうとるわけですが、私は以前にも一般質問でこの国保の経費に下げるためにジェネリック医薬品を使ったりというふうなことの質問もしたことがございます。

かかったから、金が足りんようになったから上げるというのは一番安易というか簡単な方法なんですけども。例えば、何に金がいったのか、だぶった薬、それから検査等々、非常に一人で複数の病院や医院へ行って診察を受けるとその都度一から検査を受けるといふふうな部分はかなり大きなウェートを占めておるのかなというふうに思っております。これは、市単独でできる話ではないんですが、例えば診察、そういう保険証にデータチップを埋め込んでその人の病歴、検査歴、投薬歴等データを入れられるようなことが考えうると思うんですけども、そういうふうな研究とかいうのは国、県においてされておるんですか。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） ちょっとそれらしき情報、国民の背番号制、カード制というものが一時期話題になったことがございます。

私も昨年、福祉新聞で読んだ記憶があるんですが、ちょっとその中身について今記憶が定かでないんですが。あと何年後かに住基カードをもとに国民に番号をふろうと。そのカードを持つことによってそこら辺のデリケートな部分の個人情報のなものも入れ込んでいけるようなカードをつくって、そのカードをもって、例えば医療機関なんかに行った場合に、既往歴とか受診率とか受診日とかそういうふうなものもすべてそのカードの中に内蔵できるようなそういうふうなものも想定したカードを統一的につくろうというふうな考えは国のほうでは持っているようでございます。

ただ、一時期、福祉新聞なんかでもそれも出たわけなんですけども、その後一向に最近、その記事が出てきませんので、今どういうふうな状況になっているのかちょっと私もわからないわけなんですけども、国のほうではそういうふうな考え方はあるようでございますので、そういうようなカード制になればそういうふうな対応も、例えば重複診療であるとか、一部混合診療であるとか、医療費が高騰するような抑制にはつながっていくのかなと。

ただ、いろんな課題がございますのでどこまでこれが一気にそういうふうな方向になるのかは、ちょっとまだ状況はわからないという状況でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 それと先般でしたか、自治体単位の国保組合は県単位ぐらいを1つのものとして統合してやるというふうなそういうふうな情報を聞いたことがあるんですが、これについてはどんなふうな認識されとるんですか。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これは新たな医療保険制度ということで、今は市町村国保はそれぞれの自治体がやっておりますけども、これが平成25年の4月から75歳以上については県レベルでやろうと言ったのが、どうも1年遅くなって平成26年の3月ぐらいからそういうふうな方向になると今言われております。これは、あくまでも後期高齢の部分の75歳以上の分に関して県レベルでやっていこうというふうな動きがございます。それからさらに5年後に向けて、全年齢について県レベルの単位でやっていこうというふうな流れが、今新しい医療保険制度というふうな流れはございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 この最高限度額 51 万円ですか。基礎課税額が 51 万円ですよね。可処分所得から見た割合というたら、国保税というたらすごい高い金額、そりゃあ難病指定の病気にかかった人なんかは、当然その恩恵を受けておるとは思うんですけども、ふつう 1 年に風邪ひいたり程度の人であれば、家賃と肩さすぐらいの金額になっていってるのかなというふうに思うんで、なければ集めたら、上げたらええというんではなくて、やっぱりもっとそういうふうな方法で医療費を下げる努力をもっとしていただきたいというふうに思っております。

 この答弁を最後にいただいて終わりいたします。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 市町村国保は御存じのように、割と低所得者の方が多くございます。もう既に離職された方がかなりの割合を占めていると。市町村国保自体が割と低所得者層が多いという状況でこういうふうな形で、この議案の提案のときに私説明させていただいたんですけども、協会けんぽ、いわゆる中小企業が入っている健康保険組合なんですけども、そこら辺の上限額が 93 万円ということで、そこら辺に近いところまで限度額を上げていこう、いわゆる所得が少ない市町村国保といいながら、その中でも所得が多い方によりお金を払っていただこうと。それをすることによって中間所得層の国保料金を抑えていこうと。国保税を抑えていこうというふうなねらいがあってこういうふうに毎年 4 万円ずつぐらい上げていっているわけで、能力のある人に負担をしていただこうと。

 それによって、比較的負担能力の少ない人には若干下がるんじゃないか、それによって保険税等下がっていくんじゃないかというふうなねらいがあって、毎年のようにこのように上限額を上げていってるわけで、全体的に見れば、これをするによって応納割合がふえるということで、低所得者層にとっては税的には低くなるのかなというふうに思います。

○楠 和廣委員長 ほかに。

 登里委員。

○登里伸一委員 本会議での答弁では、これによって約 1,100 万円の増額ということとなりました。限度額 93 万円に協会けんぽのあれに向かって毎年上げていくということになるでしょう。その根拠的なのは、1 カ月分の金額を手持ちに持ちなさいという方針であると聞いたんですけども、確かに社会保険関係ではもっと限度額があればですから、たくさん払っと思ってそれに近づけていくことは仕方のないところもあるでしょうけど

も、この1カ月分を手持ちに置けということになりますと、一体金額は幾らぐらいになるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 どなたが答弁しますか。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） ちょっと、その1カ月分を持つという意味合いがちょっと私自身、あんまり理解できないんですが、もう少しわかりやすく御質問いただければと思います。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 市長の答弁だったと思うんですけど。

協会けんぽの限度額93万円に近づける方針であると、したがって毎年限度額の上昇が続くと思います。昨年度、22年度はたまたま1億円の残、9,000万円の繰入と約2億円が残高となった。この1億円は、全く流動的なものであって、国は1カ月分の金額を手持ちにすることを進めているというふうな答弁でございました。

南あわじ市におけるどれぐらいを想定して上げていく段取りになるのか、それを質問しようと思ったんですが。

○楠 和廣委員長 今、答弁できますか。
暫時休憩します。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前10時52分）

○楠 和廣委員長 再開します。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 現在の医療費から見込みまして、その12分の1、1カ月分といいますと約4億円ぐらいになりますので、市長の意図したところは、その4億円ぐらいはできれば積み立てというような方向でいければというふうな意図で発言されたんじゃないかと思います。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、この限度額の関係の人たちは1,100万円ですとどういう方法でこれに近づいていく、毎年これだけぐらいつつの増額でいきますと相当年数がかかると思うんですけれども。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○市民生活部税務課長（藤岡崇文） 今回も限度額の改正につきましては、先ほど福祉部長のほうからも少しお話があったところでございますが、中間層のいわゆる負担の軽減と国保財源の確保を図ることを大きな目的としているところでございまして、いわゆる所得があるにもかかわらず限度額を設けることによって基本となる税率をかけた場合に、本来支払わなければならない額よりも低く抑えられているという部分がございますので、その限度額を上げることによって所得再分配を強めるという意味合いがあるものでございます。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部部長（郷 直也） この限度額を上げることによって、どう言いますか、積立金がふえるとかそういうふうな問題ではないのかなと、ちょっと次元の違う話やないのかなと思います。

○楠 和廣委員長 よろしいですか。

ほかに。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 地方税法の改正に伴うものですから、この制度実施はやむを得ないと思うんですけれども、1,094万円の増税ということで全体的に見れば国保税増税ということなんですけれども、細かく見ると今まで説明があったように所得の多い方の負担率を上げていくと。結局、高所得者の医療費の負担率が低いと、低所得者のほうが所得に対する医療費負担率が高いので限度額を上げることによって高所得者の医療費の負担率を少し高くしてもらってそれを低所得者の人の負担率を抑える、あるいは低くするというねらいだと思いますが、その増税と減税と損益分岐点みたいなものがあると思うんですけれども、収入あるいは所得でどの方ぐらいが上がる、あるいは下がるのかというそういうデータは持ってませんか。

○楠 和廣委員長 どなたか。
税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） これもあくまで試算値なんですけど、例えば資産割もござい
ますので、固定資産税を10万円支払っている世帯の場合でござい
ますが、医療分、支援金分、介護分とそれぞれあるんでござい
ますが、例えば被保険者を一人と仮定した場合、課税額が51万円を超える世帯の所得額と申しますと564万1,000円。支援金分
でいきますと課税額が10万円を超える世帯の所得額が596万5,000円。介護分
でいきますと課税額が12万円を超える世帯の所得額は688万円。それぞれ所得によって違
ってくるわけなんですけども、そういう試算という形というものはあります。

それと、国のほうでは従来よりこの限度額を超える世帯の割合を約4%から5%という
ふうな割合で決めてたわけなんですけども、昨年から非常に全国的に国保の財政状況が厳
しい。また低所得者におかれましてはそれぞれ低所得者にむけた軽減措置等があるわけな
んですけども、中間所得者層の世帯の方々につきましてはそういう恩恵も受けられないと
いうことで税率が改正されますと、負担のしわ寄せが中間層に及ぶというようなことを回
避するというような目的もございまして、4割とか5割とかいう世帯の割合を方針転換し
まして、先ほど部長の答弁にもございましたように協会けんぽの上限額98万円、これは
毎年変わるんですけどもその額に近づけていこうというのが国の方針でござい
ます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 所得で500万円から600万円の世帯ということですね。ちょ
っと単純にいきますと年収幾らぐらいですかね、この世帯ですと。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 例えば医療分で先ほど564万1,000円という課税所得
額のお話をさせてもらったわけなんですけども、国民健康保険税の所得割の計算をする
ときに、合計所得金額から控除できるのは基礎控除額の33万円だけというのがござい
ますので、それをプラスさせてもらいますと約600万円、それに給与所得者ですとちょっと
計算しなければわからないんですけども。ちょっと今、すぐに出ないんで申しわけござ
い
ません。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 単純に基礎控除だけで考えた場合、年金所得だけということになるんですけども、なかなかそんなにもらってる方もおられないんで、例えば農業者とか事業者等々と思いますので、その方の事業にかかわる収入と所得を考えるとプラス200～300万円あるんじゃないかというふうに思いますが、700～800万円の年収の方には増税ということになるかと思いますが、それ以下の方については全く上限額の改正については影響はないわけですね。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） そのとおりでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そうしますと、昨年も同じような改正であって、恐らくことしも来年もということになっていきますので、細かく、我々あるいは市民も理解しておけば増税という印象を持たれるのは、かなり所得を、収入を得られている方の4、5%の方というような意味合いでありますし、国の方針の協会健保と横並びを考えると財政も考えるとやむなしかなというところもありますけども。ずっと毎年、93万円まで行くというというのは国の方針としても決まってることなんですか。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部部長（郷 直也） 私の読んでるのは福祉新聞という新聞を読んでるんですけど、国はそういうふうな方針を打ち出しているというふうな書き方はしておりました。ですから、そこまでいくかどうかはわかりませんが、それにとにかく近づけていくんやという方向性であることは間違いないと思います。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

議案第45号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第46号 南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 次に、議案第46号 南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 このたびの指定管理者へ移行することができるような条例を制定することになりましたが、これによって、我々、市にとってどんなメリットがあるのかお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） ただいま、リサイクルセンターは操業して丸2年、3年めの操業に差しかかっておるところでございます。

まず、指定管理を進めるに当たっての今回の条例制定は、事前の条件整備と御理解していただきたいと思います。そして、この指定管理なんですけれども、まず指定管理することによって3つの利点があると考えております。まず1つは、経費の抑制、2番目は管理運営の効率化、3番目は自主的運営によってサービスの向上が期待できるということです。

まず、経費の抑制なんですけれども、このリサイクルセンターの従業員は8名でございまして、すべて臨時職員が作業しております。ここに我々、その施設を管理するために担当者2名と私が随時その現場へ赴いて管理しておるとというのが実情でございます。

そして、その人件費なんですけれども、8名のうち3名が緊急雇用の補助事業で賄っております。5名は1年間契約の臨時というようなことで、すべて臨時職員でございます。ただ、この臨時職員の契約でいきますと、やはり年々人が入れかわるというそういうデメリットがございます。経費の抑制というようなことで、そういう必要人員の見直し等も考えておるところでございます。

それと管理運営の効率化なんですけれども、例えば軒先収集等、すべて本課でありますところの生活環境課で電話を受けて現場のほうへ伝達するという方法をとっておりますので、実施に係る時間がやはり長くかかっているところがございますので、その辺の効率化を図れると考えております。

それと自主的運営におけるサービスの向上なんですけれども、先ほども例をあげましたけど軒先収集の予約が入ってきて、こちらのほうで予約日を聞いて現場のほうで対応するという。指定管理になりますと、注文を聞いてそこで軒先収集に出れる日を即決できるという利便性等がございます。あるいはまた、持ち込みのごみの積みおろし等その辺もやはり自主的に行っていけば、サービスの向上につながるとそのように考えております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 非常によくわかる説明でありがたいと思います。1番の経費の抑制の件ですが、これは8名おらなくては絶対だめなんではないでしょうか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まずその8名のことなんですけれども、当初私ども前任の担当でこのリサイクルセンターを計画しておいた時点では6名というようなことで、当初考えておりました。ただそこに軒先収集等が入ってきたので、今やむを得ず8名という人数でやっております。

ただ、これも本当に先ほど言いましたように雇用が1年なり半年で入れかわるということで、それぞれの負担がかかるから8名というような考え方もございますので、指定管理することによってずっと継続して作業をしていただくと1名2名の減は見込めるのではなかろうかと、今検討しておるところでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それと自主運営になるためにはサービスが向上するだろうと。今、述べていただいたことをもう一度詳しくお願いしたいと思います。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、即決できる作業としては先ほど言いましたように軒先収集でございます。そのお客さんの要望時間、要望日にちを現場へ行く従業員で決断

できると。

もう2つ目は、やはりそこで持ち込みの分についても軒先の分についても収入がござい
ますので、そこら辺は素早く迅速に行うことによってその料金で満足感がやはりお客様に
も得てもらえると。それと、あと資源物につきましては無料で持ち込みしていただいてお
るんですけれども、やはりそこら辺の分別の効率化を図ることによってそういう資源化の
無駄もなくなるし、出と入、それぞれ効率化を図るとともにそういったお客様の満足度を
上げることができるとこのように考えておるところでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 管理運営における効率化的なものは、やはり役所よりも民間のほうが
ええという考え方ですね。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） そのこともございます。それとやはり従業員の給料が1
5万円で何年来ても一緒なので、やはり家庭を持っておられる方につきましてはある程度
のその会社での昇給も考えてもらいたいというようなことで、安定した操業を続けるため
にはそういう指定管理制度がふさわしいのではなかろうかと考えております。

○登里伸一委員 終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 このリサイクルセンターの22年度の収支のデータを持ってまし
たらお願いします。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この中央リサイクルセンターだけをとってみますと、2
2年度の決算見込み額で御紹介いたしますと決算額、出のほうは2,002万2,267円
となっております。これに補助事業でありますところの3人の人件費が実際のところ加わ
っておるんですけれども、これは補助金で賄っておるというのが実情でございます。

それと、歳入でございますけれども、歳入の主な項目は2つございます。1つは資源ご

みの売却収入でございますけれども、これが1,447万3,241円でございます。それと粗大ごみの収集と持ち込みの手数料でございますけれども、383万2,450円でございます。つまり、歳入の合計がおおむね1,800万円、歳出の合計が2,000万円となっております。この施設におけるところの一般財源の支出は200万円程度が現在のところでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 21年度に比べての比較はどないなってますか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 21年度の決算額につきましては、数字だけを申し上げますと、21年度の歳出の決算額が2,775万円です。歳入のほうはこれは半年間無料収集がございましたので、手数料収入として978万円となっております。

ただ、この収入の増額については資源ごみの単価の増額とそれと年間を通じましての粗大ごみ収集と持ち込み手数料、その増大でございます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第46号 南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

6月24日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○楠 和廣委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

3. その他

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにいたします。

次に、その他に入ります。

その他について。

中村委員。

○中村三千雄委員 その他のその他になるか、その他になるか関係あるかわかりませんが、ひとつ、特に副市長に要望なり意見なりちょっと聞いておきたいんですけども。

先刻、消防操法大会がありまして、南あわじ市の南淡地区、そのときに各自治会の会長さん方とお話をする中で、女子の消防隊、これはできて何人かまだ募集しとるということによって消防も女子の参加もというか目玉もできたなという話をしておりましたときに、震災の関係の話が出まして、東日本の地震でやはり地域のそれぞれの末端組織がしっかりしたところについては、やっぱり人とのつながりなり地域のつながりなり、常の中でそういうような災害が特に島がテレビにでておったんですけども、そういう島々においてはつね、そういうふうな経験は引き継がれてきてやっておると。それは常に組織が大事だという話をしておったときに、やはり今、ここで防災のいろいろなことを言っておりますけども、やはり私は人の教育、逃げるということが一番大事と特に言われておるんですけど、その前にその地域としてのそういうふうな地震に対する、防災に対する認識を常に上げていかなきゃいけない。そのためにはやはり自治会組織の中で女性部をつくっていただいて、女性もやっぱり自治会の一部としてそういうような団体に参画し、その組織に参画することによってさらに末端まで周知徹底できるんじゃないかと。

それはなぜかと言いますと、もし昼間に起こったときはだんなさんのほとんどは職場へ出て行って、家族を守っとんのは女性やよって。そやからそういうふうなことを踏まえる

と、ここでこの際、南あわじ市自治会の中で交流センターの話の中でもやっぱり女性の進出とか言われておりますけれども、やっぱり自治会は総務が担当しておるんですけども、やはりそういう自治会の南淡の役員の自治会長さんと話す中で、そういうようなことはぜひ必要やと。これはやっぱり自治会としても考えていかなければいけないけども、市としてもそういうふうなことをひとつ話しかけても、自治会に話しかけていただいたら自治会としては自主的に協議をしてそれなりの対応もとっていける体制をつくっていきたいというようなありがたい話をしておりましたので、ちょうどこの災害の機会でございますので、婦人の自治会内の進出ということの中で、自治会に婦人部を設置していただいて、そこらを自治会全体の核としてやることがさらに市民に徹底する1つの方法であるし、協働と参画といわれる中でそこらがやっぱりやっていかなきゃいけないんじゃないかと私はこう思うんですけども。

そういうふうな考え方について、これはとっぴと思われませんが、これは事実、市民の自治会の末端の会長さんの声としてかけていただいたら我々は前向きに検討したいというようなつもりにありますので、今後、自治会の幹事会等々の中でそういうふうな市としても一応ともに考えていったら、自治会としても自主的にひとつ、ともに考えていくような組織づくりをしようじゃないかということから始めていくことが、今からの防災をはじめ、子孫に残していけるそういうふうな教訓を残していけるんじゃないかと。

と言いますのは、やっぱり避難所、福良を中心とした避難所であってもやはり自治会が中心となってここがいいというような自主参加をしておる中で女性も参加して、それぞれ考えていくということを考えるならば、ちょうど市の総合庁舎ができるに合わせまして市民交流センターでも21の小学校単位でやっていきたい。先ほどの方向でも県はその対策として小学校単位で一つの組織というか補助もやっていきたいと、先ほども市長からのそういう報告がありましたんで、この際そういうふうなことを考えてみて市民全体の組織づくりとしての位置づけを自治会の女性部をつくってやっていくということが一番私は将来に向け望ましいんじゃないかと思うんですけども、そこらについての副市長の考えをちょっとお聞かせください。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 自治会の皆さん方がそういうふうなお考えであるなら、何も我々も女性部をつくるということには賛成するものでございますし、自治会というのはやっぱりその地域に住む全員が対象者になっておられるわけですから、男の人が長になるか女性の人だったって長になり得ることもあるでしょうし、消防団などもおるし、子供会もおるし、いろいろなことがあってそれで1つの自治会というのが構成されるんだろうと思うんで、やっぱりそういうものが自治会の中でどうしても活動する上に必要だということ

であれば、全地域あげて自治会組織の中にそういうものをつくるということは何もやぶさかではないというふうには思います。

ただ、我々のところではずっと以前から婦人会という組織があって、これは自治会とは直接関係はございませんが熱心に活動されておるところもございます。最近は婦人会がなくなってきたところのほうが多いというようなことも考えられますので、そこら辺には今後なくなったところはどうするんやという話も出てきておるわけでございますから、また自治会のほうでそういうものを自治会組織の中としてどういう組織がふさわしいかという形を一度相談をしていただいたらなと思います。

ただ、先ほど言いましたように自治会長さんは必ず男なんで、男がおるから女性部をつくるということではないだろうと思いますので、自治会の中にやっぱり女性たちが集まっているいろいろな地域のことを考えるようなグループづくりというのも大事なかなというふうなことは思います。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私、今婦人会の現状を言いましたけど、私は婦人会どうこうという頭は毛頭持ってございません。これは教育委員会が社会教育の一環として婦人会活動を長年、戦後ずっとやってきた中で、今行き詰まりとか会員が少なくなっておるというようなことは聞いておりますけれども、あえて婦人会の活動にもの申したりそんなことをするもんではございませんけれども。

やはり私は女性の進出、前に副市長言われたように、これはその自治会であれば会長になってもいいんだという。しかし、流れはそうなる条件、状態であるかといったらそういう状態ではないと。私は組織でなしに、今この時代に組織というかそういうような自治会の一つの人とのつながりを大事にし、地域を守っていく一つの体制づくりとして女性の参画も必要ではないのだろうか。それは今でもやっておるんではなしに、それは210何ぼある自治会に対して、できるところできんところあるんですけども、南あわじ市の会長さん、南淡町の会長さんの話をしましたけども、それは今そういうような機会でありますので、これは我々もそういうふうな形で協力もし、そういうような形が望ましいと思っておるというようなことも発言ちゅうか話の中でもいたしましたんで、これは市がやってくれとか、やはり市もそういうふうな組織の充実を、そういう自治会が出てきた場合、そうなれば支援してさらにやっていくというかなり自治会に対しても補助金が、かなり莫大な金額も出ておりますので、一部、そういうような女性部に対しても女性部が女性部として活動しやすいような形で女性の組織の充実というのも今後というか、早急にやっていかなければいけない。

これはひいては今までやってきたことを守るというのではなしに、今までなかったらあ

かんでなしに、その時代に即応した、特にこの震災対応の、市民がこれだけ熱が上がってじぶんたちの自治会で何とかやらないかんという、特に福良地域は今そのようなことで自治会が熱心にいろいろ活動しておるということも現実聞いておりますし、見ておりますんで、これは福良地区のみならず全市あげてそういうふうな組織を実行して、行政としてもそういうふうな手助けをしていく必要があるんじゃないか。

だから、行政やれということできなしにそれに対しては応分な支援をしていって、組織が充実した、そういうふうな不慮のときにはそういう地域が災害に対し、もしあったときには南あわじ市災害ゼロだと。死者がゼロだというような形までいくような住民意識を上げるために私はそういうふうなことも必要でないかというようなことでありますので、今度自治会の幹事会等々があるみたいでございますので、そこらでひとつ、担当の総務は自治会の事務局を担当しておるらしいですけど、副市長、そういうようなことを踏まえてひとつ前向きにというか、意気の上があったときにひと押し、行政としてすべきであるということだと思うんで、再度ひとつ考えを。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 自治会のそういうような考え方でしたら、何も自治会のほうで相談をしていただくということをしていただいたらいいんだと思うんで、我々のほうからもうこういう話を議会のほうからありましたよというお伝えはいたします。

ただ、先ほどお話しのように自治会でつくってる自治会に婦人会があって、またひとつつくるんかそういう話になってきますと困りますので、そこらあたりの自治会の中でもいろいろ調整を図っていただいて、ないところについてはそういうものをつくっていく。あるところについては今後どうするかというぐらいの話をきっちり詰めていただかないと、我々のほうが一つの団体を支援して一つの団体を支援しないというようなこともできませんので、そこらあたりはないところはいいんでしょうけど、あるところあたりはうまく調整をしないとせっきくの女性のパワーを失ってしまうこともございますので、慎重にそこら辺やっていただくように言うときます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私はあくまでも婦人会をどうこう思うてるんじゃない。はやから、副市長は行政の担当者として今あるのをどうするかというんで、私は新たな自治会の中で婦人会を、婦人会活動をやっていただく。副市長は其中で、あるからそれをつぶしてしまうという私はそんな考えはございませんので、新たにそういうようなことを自治会とするのが今の1つの方策でないかというようなことを考えますので、とりあえず幹事

会においてはそういうような話があって、ひとつ自治会がそういうようなことであれば市としてもバックアップというか相談にのって、自治会運営の円満のためというか将来の組織のために支援するというような態度でいていただく。この議論これで終わって、ひとつ荷だけは、荷物だけはちょっと預けておくと。

○楠 和廣委員長 ほかに、その他で。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 人形会館の進ちょく状況。
今、進ちょく状況はどのあたりですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 進ちょく状況につきましては、現在、下水管、雨水管の移設の完了のめどがほぼついているというような状況です。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 行程表どおりにこの年度内に完了するんやろうか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 現在、雨とかいろんな関係で2カ月程度、実際はおくれています。そうしたことから、来年の3月26日完成ということで契約を結んでおりますので、そうしたことから附帯工事とか内装工事とかそういったところで人数を集めて完成に向けてやっていきたいとそうように思っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、市民の間で3.11の震災以後、いわゆる工事をストップせえ、あるいはもうやめとけとかいうふうな声もあるんですが、この前の本会議で部長が答弁のやり直しをしたったわけですが、あの内容についてもう一度説明してもらえますか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上俊之） その内容につきましては、地震により津波が発生したときの漂流物についての内容でございました。その答弁につきましては、今度本会議でさせていただくこととさせていただいております。

以上です。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それで今、巨費を投じて事業が取り組まれておるわけなんです。

2日ほど前のテレビであったかと思うんですが、河田氏が入った防災会議が報道されておったんですが、その中でいわゆる想定外という言葉は使わない。想定外という言葉は使わんような見直しをするというような話をされてました。いわゆる今の想定、どれだけ以上の想定をされるのかようわからんのですが、市としてまずどれぐらいの津波の想定をされるのかどうか。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これについても、6月の補正予算でいろいろ出させていただいております。そのときに避難マニュアルの策定委託料というのがありまして、避難マニュアルの策定の委託をどのようにするかと私どもも研究いたしました。

先ほど、蓮池委員さんがおっしゃったように幾ら想定外といってもある程度想定しないと物事が前に進みません。ですから、我々みたいに津波に対して素人のものがそれでは2倍なんだと5倍なんだといっても理屈としてはとおりませんので、私どもといたしましては東南海、南海地震、それから東海地震も含めてその見直しをしてる委員長の河田先生にこの避難マニュアル策定の委託をお願いするということで過日、予算を提出する前に河田先生にお会いしてお話もしてまいりまして、河田先生も特に福良のことには津波防災ステーションの建設にも携わったというふうなことで、よく地理的条件も知っておられるし、津波の高いところだということも十分に御承知です。ですから、今河田先生をお願いをしてこれから避難マニュアルを作ろうということを考えておるわけでございますので、まだ今のところ私どもとしても想定はしておりませんが。

こないだ河田先生とお話をしておりましたら、河田先生も新聞でも書いておりましたように、河田先生も大体2倍ぐらい、2.2倍という話をしておりましたが、河田先生の感触ですよ、こちらのほうの感触なんで先生は学者としてのお話じゃないんですが、こちらの受けとめる感触といたしましては、福良の小学校は大丈夫だろうというお話もありました。ただ、福良の小学校に子供を避難させるのであれば2階以上に避難をさせなさいということも言葉の端々に出てきておりました。そういうことを言いますと、小学校は大丈夫

ということになりますと、あそこは11.4メートル標高があるんですが、それは大丈夫というものをある程度想定をしてやればいいんじゃないかというふうに私どもは今のところは考えておるんですが、これから具体的に河田先生とお話し合いをして福良の場合はどれだけを想定して避難マニュアルをつくったらいいか、一時避難所を設定したらいいのかということこれからやろうとしておりますので、もうしばらくお待ちをいただいて、6月の議会で予算がとおりましたら先生ともよく相談をして、避難マニュアルの策定委託を先生とやらせていただくと思っておりますので、先生のほうからいろいろな答えをお出しただけるといふふうには考えております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いわゆる、それに対する対策として取り組むならば、今はまだ基礎工事にもかかってない。それに対応できるような対策をするということであれば、今設計の見直しなりをされることがより安価で設計の見直しもできるんでないのかな。このことを人形会館にして、これ発注しとるのは南あわじ市やからな、南あわじ市として津波対策に対して、今副市長が言われておったように河田さんが大体2倍ぐらいというふうな表現もされておるといふことに対しては、市として敏感にそれに対応していかないかなのちゃうかな。これ、設計士さんになんか相談事でもされましたか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、3月11日以降、確認の意味で基準であったり、そういった技術的な面については、担当のほうから確認はさせていただいております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それは大丈夫と。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今まで一般質問等でもお答えさせていただきましたとおり、市の考え方として今の方法で進めていくといったような考え方でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これは憶測でものを言うたらいかんねんけども、今の東日本の震災の状況を見よったら、恐らく一級の建築士さん、あるいは二級の建築士さんの設計のもとで建物が建てられとると思うんよな。それによって、骨組みだけが残っとる。あるいは、建物そのものが流されてしもうととる。これは発注する側として、一級なり二級なり設計士ということをしてゆだねとるとは思うんやけど、いざそういう被害におうてその責任は設計士さんに責任とってもらえるんかな。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 万が一のときには、事業主体が南あわじ市でございますので、万が一の場合はその施設の何か過失とかそういったことがあれば、当然これは設計士じゃなくて南あわじ市やと私は認識しております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 設計に関してのことを言いよので、設計に何か疑義があるとかいうことではなしに、設計をされたこと自体に対して信頼をしてそこへゆだねとるとということやとは思ふんやけど。

果たして、今4億4,000万円の巨費を投じて市の財政をつぎ込んだら。最終、5億円になるのか6億円になるのかようわからんけども、そういう巨費を投じて建たれる施設がやっぱりどこか安心感があるものでなかったら、不安なんよね。今、設計変更をして、いわゆる補正でも組んでそれに対する防御、対策として対応できるようなものにしていかないかんと思う。工事が進ちょくしてきて建物が建ってきた、上屋も建ってきた、それから設計変更するよりも、はやいところとくべきやと。今、私は、福良のまちの中でできるだけ人形会館であってほしいなと思う一人なんやけども。

せつかくの巨費を投じて、津波が来たことによってそれが次に内装工事をし直すぐらいの程度の被害が出るというぐらいなら、これは想定の中であるべきやと思うんですが。東北のものを見よったら、壁が飛ばされとるわ、建物はないわというようなことのないようにだけは細心注意を払って、その対策に対応してほしいというふうに思います。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） その話がいろいろ出てくるんですが、今の人形会館はある一面、津波避難ビルということで、今国交省の交付金をいただいております。ですから、津波避難ビルとしての効果がないと補助金はいただけませんので。

そのものにつきましては、ここに避難ビルの構造的要件というのがあるんです。

新耐震基準、1981年、昭和56年の施工に適合しておるもの、津波に対する安全性、RCまたはSRC構造、階数は以下を目安に下さいと書いてあるんですが、津波が1メートルの場合は2階建てと下さいとかそういうことがあるんですが、建築許可をいただいておりますので、新耐震基準は満たせておられますし、特に津波避難ビルということにしておりますので、津波に対しては大丈夫だというふうに認識しないといけないというふうに思います。

ただ、我々が避難場所として指定しておった2階については、5.3メートルは津波が来る高さで、2階の観覧席のところが6.76メートル、ですから5メートル30の場合の津波であれば、2階も避難場所として使用ができるということの想定で、今いっております。それで、津波避難ビルという形にしておりますが、先ほど言いましたように今度見直しをしてどの程度になるかわかりませんが、なったといたしましても屋上は14.05メートル、避難する場所としては498平米しかないんで想定よりも収容する人員は少ないということになるろうかと思うんですが、2倍を想定いたしましても498平米の避難場所は確保できるということでございますし、特に今回、東北地震で顕著にあらわれたようですが、1階がピロティになってる、先ほど言いましたような建物については、今回、非常に津波に強いということが実証されたようです。新聞にも発表されておりますので、私どもも福良の住宅もピロティ方式にしておるわけでございますが、ピロティ方式にすることで非常に安全性が確保されたという話も新聞にも出ておりましたので、私どもとしては今の人形会館、先ほども言いましたように耐震基準も達成しておりますし、2倍の津波がきても498平米の避難場所が確保できるということでございますので、津波避難ビルということには指定をしたいというふうに考えております。

ただ、時間があれば1センチでも高いところに逃げていただくということがこないだの河田先生の話でも出ておりましたので、そういうところへ逃げていただくわけなんですけど、どうしても地理的条件がわからずに右往左往とするような人については、こういう沿岸部で高台があれば避難をしていただく。特に観光客の皆さん方がそういうお困りのときにはここに上がっていただくというふうなことでこの役割が果たせるんじゃないかと。そういうためには、人形会館はいざのときにはかぎを自動的に開けるというような機能も設計をしておるというようなことは私も聞いておりますので、津波避難ビルとして来たとしても効果を発揮できるだろうと思っておるところでございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 私が聞いとるのは、いわゆる想定外の想定をした上でその施設がそれに対応できるかどうか。高さはほんであると思う、高さについては。ほやけんど、津波

の威力に対して今の設計では5メートル30という津波高に合わせた設計しかしてないはずなんよな。それを聞っきょんねん。そやさかいに、はやいところ対応するものなら対応して施設が崩壊せんような対応をしといてほしいよということを言いよんのであつて。

東北をみても、ここなら大丈夫というところへ避難させてようけ子供さんや一般の市民を亡くしとる。そういう結果が出とるわけなんで、一時避難所というのはそんなまちの中ではつくる必要がない。とにかく福良というたらバイパスまで逃げること。私の家族や、身近なもんには、とにかく家族がばらばらであつても家族は探すなよと言うてあります。とにかく小学校へ行って、小学校で会わんかよという話は今ずっとしておるんですが、そこへ人形会館のところへ誘導してまさかのときによ、だれが責任取るの。想定外があつたときに。そやから、一時避難所をまちの中に設定をするということは考えずに、とにかく逃げるための避難路の予算も組んでくれとるわけやから、それに力を入れてもらうて。

ただ、人形会館はあそこでつくってほしい。そやけども、津波によって4億円あるいは5億円という施設がつぶれてしまうような工事にはしてほしくない。そのためには、はやいうちから手だてをしとくほうがよりしよいのでないのかなということを聞いておるんで、ひとつその方向で検討をされとると思うねんけども、はやいところ、発注しとるのは市やからな。

○副市長（川野四朗） 先ほどからお話しておりますように、ああいう津波の心配のところについては、津波避難ビル等に関するガイドラインというのがあつて、津波の高さも想定はされてます。想定されてそれを圧力を計算するような計算式もきっちりと出てます。

ですから、先ほど言うたように5メートル30で計算しとるのか、もう少しプラスしていいのかこれはわかりませんが、そういうところについては、一度教育委員会のほうから幾らまでのもので計算式を出したら幾らまでがいけるのかどうかと話を聞いてもらうことにはいたしますが、私どもはそういうものはきっちりとできておると思いますし、特に今回、東北地震で明らかになったピロティ方式にしますと、かなり圧力が弱められるということの中で、人形会館も大丈夫という太鼓判を押せるんでないか。

また、市営住宅についてもピロティ方式にしてやっておりますので、そこも避難ビルとして指定はしていきたいなと思っておりますので、それも大丈夫だというふうに思ってます。ガイドラインに基づいて設計をいたしておると思います。

○蓮池洋美委員 終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 関連してちょっとお聞きするんですが、一昨日ですか、中央防災会議が開かれて中間骨子が出ました。先ほど言っていたように、想定に対処すると。地層への痕跡やいろんなものを資料を、文化的資料もみな集めてするというのは河田先生の記者会見で話でしたね。そうしますと、今、大丈夫大丈夫と言うとんのは、本当に最大を想定している5.3メートルしかしてない。これに対して、南三陸町の防災庁舎でもあんな状態になって、3階の屋上に行った職員もみんな死んでしもうて、ようやく塔の上に登るはしごにつかまっとった人たちだけが助かったような状況ですですから、倍というのは非常に大きい数値であって、これは起こる起こらんは関係ありませんが、それを想定して兵庫県知事もそうしようと思ってますという記者会見も発表しております。

ですから、一昨日ですか、きょうの新聞にのっておりましたように、県の病院も大丈夫かと。そりゃあ大きな建物は8階でも9階でも上がればいくらでも逃げられますけれども、洲本の庁舎も結局津波対策でやってきた避難勧告の場所に建てるということは非常に危険なことは事実なんですから、これは私としては緊急に、たとえ1回でもこういう大きな災害が起こった以上は、人形会館を建設する人たちの役員さんによってもろうて、一回会議をするとか、どないしたらええだろうかと、この中央防災会議の発表というか結論が出てくるのは今年の9月ですから、それまで待っとるという状況なのかよくわかりませんが、じぶんたちもほんじゃあそれを出した場合どうするかという対処はすべきだろうなど。

できたら、今言っていたように、同じ建てるんだったら絶対にびくともせんようなものを建てますよと。そしたら高い建物なら、今福良に建てとる市営住宅なんかは必ず上へ上がったら助かるんですから、そういうものになれるようなものをつくらんことには、何のために、今せっかく大金を投じてやってるか、先の子孫の人たちにやはり笑えない、こういう3月に起こった大震災をひとつも踏まえてなかったというようなことになれば、本当に先で笑われるんですから、ぜひその辺は頑張って対処してほしいというのが私の意見であります。

終わります。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） 阿万小学校の避難所についてお尋ねをいたします。

当初は、阿万小学校が避難所というような形であつたらしいんですが、何か聞くところによりますと育苗センターに急遽変わったと。そのプロセスについて、いきさつについてお聞きしたいんですけども。どういう理由でその方に変わられたのか。

それと、小学校、あそこには保育所もありますわね。これは小学校や保育所も含めた内容なのか、その点お聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、3月の大きな震災があつてのちに、阿万小学校のほうでは年に3回か4回、通常実施しておる災害に対応するいろんな訓練の1つで、今回は津波を想定した避難訓練を実施いたしました。それで今までのことであれば、阿万小学校が避難所になっておりましたのでそこでよかったわけなんです、今回そういった災害があったために、近くの高台、すなわち今おっしゃられたようにバイパスのJAの育苗センターのところへ確認をして、そこへ避難訓練をして30分以内に全員が避難ができたという訓練をしたわけであります。

保育所のほうにつきましては、当日は都合がつかず、一緒に訓練をと学校側の考えがあったわけですがちょうど都合がつかず、小学校だけで実施したというようなことでございます。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） 保育所は所管が違うということで、またあとでお聞きしますが、もししたら、近くと言いますけども、あそこまで生徒を先生が誘導して県道を挟んであそこが近くと言えますか。大体、何分かつかった。私も試験的にやってるんですけども、大体地震発生から約40分から35分、そういう予行演習やってるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのとおりでございます。それで、例えば阿万小学校の警備防災計画なんです、これは今現在、教育委員会から見直しのお話をしておりますので、例えばJAの育苗センターが避難する場所だという決定には至ってません。それを模索するために、ちょうど偶然、全児童が30分以内に訓練では全員そろって、先生が誘導して実施して30分までにその目的が達成できたということだけは今聞いとる状況でございます。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） そういう県道が横断しているそういう地震、津波警報という形になると車の量も随分とふえてくると思うんですよ。それで恐らく育苗センターなんか間に合わんと思うんです。それと、例えば元の阿万の保育所、それから八幡の上のお大師さんとかあそこらのほうが高台で、確かに橋は2本あります。雨等で橋が流れるという危険性も

ありますけども、かなり時間的にも半分の時間があつたら脱出できると思うんです。そういう交通事故等も先生が誘導すれば、あそこの市道を気をつけておれば十分に逃げれると、あそこのほうが効率がええと思うんですわ。

それと、そういうことを、これは教育委員会が小学校の場合は使用して自治会とかそういうようなことの話の中でやられたんですか。一方的に教育委員会がそういうことをやられたんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これは学校が独自に年に3ないし4回、計画的に実施しております、今回は特別に教育委員会から指示したわけでございます。通年のことでございます。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一） そしたら、まだ決定でないということで、それはそれで結構です。
そしたら、保育所の点についてお聞きします。保育所と小学生と体力的にも随分違います。そういうことで、保育所はどんな計画を持っておられるんですか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 保育所のほうでは、毎月不審者とか地震、水害とか火災とかの避難訓練をしております。その中で津波は入れてなかったんですけども、ことし、東北の大地震によりまして津波の訓練を入れております。

それで、小学校と一緒に屋上に上がるということとなっていたんですけども、今月評議委員会があって、その中でしおりということで保育所のほうでも園長のほうが報告する予定だったんですけども、小学校が育苗センターのほうということになりまして、そしたら小学校がそういうのであれば保育所も育苗センターということで話が進んでおりまして。でもやっぱり時間、職員のほうで試してはみたんですけど、30分以内には行けますけども、保育所には1歳からのお子さんを預かってますので、年長であれば行けるんですけども、あと3歳未満児の子供さんということになれば、なかなか、ぎりぎり職員が連れていくことにはなるんですけども、難しいかなということでは聞いております。

3歳以上のお子さんであれば30分以内とは聞いてるんですけども。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（阿部計一）　これは課長、常識的に判断しても保育所が育苗センターなんて100%だめですよ。阿万小学校で海拔7～8メートルやと思いますわね。あそこからやったら、元の保育所の跡とかまえかつの上、それとか今言いよったお大師さんね。確かに河川があって橋の流失というようなことも最悪考えられますけど、あそこであれば、ほんの15分もあれば引率して行けると思います。まだまだ決定してないということです、これはぜひ参考にしていただいて、育苗センターにもし小学生が決まっても保育所は育苗センター30分で絶対に行かれへんわ。一回、子供連れて歩いてもうたらよくわかりますわ。そりゃあ小さい子もおるし、その辺よう検討していただきたいなと思います。答弁結構ですので、よろしくお願いします。

○楠　和廣委員長　蓮池委員。

○蓮池洋美委員　一つ言い忘れとってんけども、後になって聞いたらいかんねんけど、医療の関係で、例えばかかりつけのお医者さんにじぶんの体をゆだねて診察してもらって、なおかつ石橋をたたく上で、実は違う人にも一遍診察してもらいたいということについては、今の医療の関係では可能なんよな。違う人にもちょっと診察してほしいねんと言うて申し出たら、どうぞ言うて言うてくれるわけ。

それを当てはめてものを言いよんねんやけど、この人形会館について、例えば複数の設計士さんにそれを合わせて見てもらうというようなやり方というのは考えられへんのかな。石橋たたく上において。

○楠　和廣委員長　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　先ほど、副市長も答弁させていただきましたが、その一定の基準に基づきましてすべて設計を実施させていただきとる関係上、そういうことは考えることはできません。

○楠　和廣委員長　蓮池委員。

○蓮池洋美委員　いや、何で。

○楠　和廣委員長　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　今申し上げましたように、一定の建築基準法、さらには消防

法に基づきまして、現在の基準に基づきまして設計をしとるものでありますから、定められた基準でございますので、そのほかの人には聞けないということでございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 一人一人の持ち分というんかやっぱり違うと思うんですわ。ですから、通常の事案ならそれでええねんけども、こういう特殊な事案についてはそこまで石橋たたく必要があるのかなという思いがあって、今ちょっと言うただけで。採用するかせんかはあんたがたやさかい。言うとかわ。

○楠 和廣委員長 その他のその他を終わりたいと思いますが、執行部から報告事項があれば。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 火災警報器の設置状況について、報告をさせていただきます。

高齢者世帯を対象といたしました火災警報器の設置については、平成22年度は所得制限を設けた中で助成事業として、また平成23年度は所得制限を撤廃した中で市が設置を進めているところでございます。

これまでの設置世帯数ですが、平成22年度には675世帯、平成23年度5月末までですけれども5,192世帯、合計いたしますと5,867世帯に設置を終えております。

この事業の対象世帯ですけれども、市営住宅にお住まいの方や介護施設等に入所されてる方などを除いた4,462世帯でございます。したがって、設置率として64.3%となっております。今後、すべての高齢者世帯に火災警報器が設置できますよう、事業の推進を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに執行部からございますか。

青少年育成センター所長。

○青少年育成センター所長（高辻隆雄） 青少年育成センターから青少年健全育成市民会議について、御報告なりお願いを申し上げます。

皆様のお手元に御案内通知を置かせていただいておりますが、本年度のこの会議は7月8日午後7時から西淡公民館大ホールで開催予定でございます。この会議は、先日行われましたが、青少年問題協議会の活動の1つとして行われるもので、市内の子供たちの健全

育成に関係する団体をはじめ、そのほか多くの方が参加していただくことで市民の関心もよび、ひいては地域のネットワークづくりへ期待できるものと感じます。

お忙しい折、大変恐縮ですが、夏の一夜、万障繰り合わせ御出席をお願い申し上げます。
以上でございます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

なければこれにて委員会を閉会いたします。

閉会にあたって、久米副委員長よりあいさつがございます。

○久米啓右副委員長 各委員には熱心な御審議どうもありがとうございました。

これにて文教厚生常任委員会を終了いたします。

(閉会 午後 0時08分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 6 月 21 日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣